

全国自立援助ホーム協議会 2017年度 国家予算要望書

<p>1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項 ホームの宿直ローテーション勤務を前提として、現状の6名（定員）までの職員配置基準である常勤職員2名と補助職員1名のところを、それぞれ1名ずつの増員（常勤職員3名、補助職員2名の態勢）を要求します。</p>
<p>2. ホームの運営に関すること</p> <p>2-1 暫定定員の緩和 自立援助ホームは入居の特性上、定員の在籍を確保することは極めて困難な状況です。安定した経営を維持するために是非とも要求します。</p> <p>2-2 児童採暖費の適用 児童の冬季の暖房（採暖）に必要な経費について、他の児童福祉施設と同様の適用を要求します。</p> <p>2-3 施設機能強化推進費の適用 快適住環境は、居住者にとって心身ともに最大の安らぎをもたらす効果があります。ついてはリニューアルに際し費用助成を要求します。</p>
<p>3. 子どもたちの生活援助・就労援助に関する事項</p> <p>①入居支度金を要求します。 ②在所期間の延長について、当面は児童が20歳の年度末まで可能とするよう要求します。</p>
<p>4. 対外調整・アフターケアに関する事項 「社会生活支援専門相談員」の配置 「社会生活支援専門相談員」は、入居中におけるリービングケアから退居後のアフターケアに至るまでの一連の支援をする役割を持つもので、「就労自立」を目的とする自立援助ホームにとっては、必要不可欠な専門職員です。退居後の支援、さらに20歳以降の具体的な支援の充実のためにも強く要望します。</p>
<p>5. 人材の確保と育成 事業推進の上で人材の確保は大変重要な部分を占めています。ついては福祉を目指す学生への認知策として社会福祉受験資格要件にある実習対象施設に加えていただきますよう要求します。</p>